

墨田区手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案					現 行				
別表 1・2〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係					別表 1・2〔略〕 3 建築・都市計画・土木関係				
番号	事 務	名 称	額	徴収時期	番号	事 務	名 称	額	徴収時期
1 ～ 41	〔略〕				1 ～ 41	〔略〕			
42	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 108,000円	許可申請のとき。	42	建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
42 の2	建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築許可申請手数料	1件につき 195,000円	許可申請のとき。	42 の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
43 ～ 46 の5	〔略〕				43 ～ 46 の5	〔略〕			
46 の6	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	1件につき 108,000円	許可申請のとき。	46 の6	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕
46 の7	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限	1件につき 195,000円	許可申請のとき。	46 の7	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	〔同左〕	〔同左〕	〔同左〕

	る審査	の緩和に係る許可申請手数料		
46 の8 ~ 59	[略]			
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から69の項までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 〔略〕 住宅を増築し、若しくは改築しようとする場合又は当該住宅について建築行為を行わない場合（以下「増改築等の場合」という。） ア・イ 〔略〕	認定申請のとき。
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定（当該住宅が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合には、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額）を当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額） 〔略〕 増改築等の場合 次のア又はイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額 ア・イ 〔略〕	認定申請のとき。

	る審査			
46 の8 ~ 59	[略]			
60	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この項から69の項までにおいて同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	〔同左〕  〔略〕 住宅を増築し、又は改築しようとする場合（以下「増改築の場合」という。）  ア・イ 〔略〕	〔同左〕
61	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定（当該住宅が共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）の申請に対する審査	共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	〔同左〕  〔略〕 増改築の場合 次のア又はイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じた額 ア・イ 〔略〕	〔同左〕

62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定（当該住宅が一戸建ての住宅に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	1件につき、次に掲げる額。ただし、当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、当該額に1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額とする。 〔略〕 増築し、若しくは改築する際に認定を受けたもの又は当該住宅について建築行為を行わずに認定を受けたものの場合 ア・イ 〔略〕	変更認定申請のとき。	62	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（当該住宅が一戸建ての住宅に係るものに限る。）の申請に対する審査	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	〔同左〕  〔略〕 増改築の場合  ア・イ 〔略〕	〔同左〕
63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更の認定（当該住宅が共同住宅等に係るものに限る。）の申請に対する審査	共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	1件につき、61の項額の欄ア若しくはイ又はア若しくはイに掲げる区分及び当該住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）に応じ、当該ア若しくはイ又はア若しくはイのそれぞれ(ア)から(カ)までに掲げる額（当該申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の項の規定により算定した手数料の額を加えた額）	変更認定申請のとき。	63	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定（当該住宅が共同住宅等に係るものに限る。）の申請に対する審査	共同住宅等に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	〔同左〕	〔同左〕
64 ・ 64 の2	〔略〕				64 ・ 64 の2	〔略〕			
65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認の申請に	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手	1件につき 2,300円	承認申請のとき。	65	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	〔同左〕	〔同左〕

	対する審査	数料							
65 の2 ~ 86	〔略〕								
65 の2 ~ 86	〔略〕								

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表 3 建築・都市計画・土木関係の部42の項、42の2の項、46の6の項及び46の7の項の改正規定は、公布の日から施行する。